

介護予防・日常生活支援総合事業の申請、サービス利用に係る Q&A (H29. 2. 17)

番号	質問	回答
1	要支援 2 の認定を受けた人は、総合事業通所介護は週に 2 回利用できるのか？	総合事業のアセスメントは周南市独自の基準ですので、要支援 2 の方が必ずしも週に 2 回の総合事業通所介護が利用できるとは限りません。 総合事業訪問介護についても同様に、介護認定が要支援 2 であったとしても、必ずしも週 3 回利用できるわけではありませんのでご注意ください。
2	介護保険申請中の人が、総合事業を利用する場合、認定結果が出ていなくても、総合事業アセスメントを実施すれば、総合事業のサービスを利用することができるのか。	総合事業アセスメントシートには、介護認定結果を入力する必要がありますので、認定結果が出る前に、総合事業サービスを利用する場合は、暫定利用することとなります。
3	居宅療養管理指導（医師、薬剤師、栄養士）を利用している人（する人）が、総合事業通所介護、または、総合事業訪問介護のみを利用する場合、介護保険申請は必要か。	居宅療養管理指導は介護保険での給付になりますので、介護保険申請をして認定を受ける必要があります。
4	新規申請をした人は、認定が出る前に暫定でサービスを利用しても良いか。	通所介護、訪問介護を暫定利用する場合には、要支援認定を受ける可能性のある人は、周南市から総合事業通所介護、総合事業訪問介護事業所としての指定を受けている事業所を利用する必要があります。要介護者の受け入れしかしていない事業所を利用する場合はご注意ください。